

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
建物、建物付属設備、構築物及び器具及び備品：定額法
- (2) 引当金の計上基準  
退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。  
なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算し、会計基準変更時差異(7,798,160円)は、平成18年度より15年で費用処理している。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 退職共済制度  
全常勤職員に対して、独立行政法人勤労者退職共済機構の実施する中小企業退職共済事業に加入している。

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
  - (2) 事業区分別内訳書（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
  - (3) 社会福祉事業における拠点区分内訳書（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
  - (4) 収益事業における拠点区分別内訳書（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
  - (5) 福祉バンク拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (6) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）
  - (7) 拠点区分事業活動明細書（別紙4）
  - (8) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
    - ① 福祉バンク拠点区分
      - ア 法人本部
      - イ グッドウィルセンター 就労継続支援A型事業所
      - ウ グッドウィルセンター 就労継続支援B型事業所
      - エ 3Rセンター 就労継続支援A型事業所
      - オ 3Rセンター 就労継続支援B型事業所
- (2)～(4)、(6)について、当法人は該当しないため作成を省略している。

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	1,965,863	0	168,751	1,797,102
定期預金（基本）	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	11,965,863	0	168,751	11,797,102

7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	2,191,584	394,482	1,797,102
小計	2,191,584	394,482	1,797,102
その他の固定資産			
建物	2,232,480	536,887	1,695,593
建物附属設備	1,018,695	225,861	792,834
構築物	1,487,470	414,682	1,072,788
器具及び備品	3,893,495	907,967	2,985,528
小計	8,632,140	2,085,397	6,546,743
合計	10,823,724	2,479,879	8,343,845

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残	債権の当期末残高
事業未収金	16,948,278	0	16,948,278
未収金	30,475	0	30,475
合計	16,978,753	0	16,978,753

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし